

高齢者を対象とした無料の歯科健診を実施します

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

○実施期間

9月1日(金)～12月31日(日) ※歯科医療機関の休診日は除きます。

○対象者

後期高齢者医療被保険者で、前年度で満75歳・満80歳・満85歳の方

①昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの方

②昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方

③昭和6年4月1日～昭和7年3月31日生まれの方

※対象となる方に歯科健康診査の案内を送付します。

○受診場所

案内に同封されている「実施歯科医療機関一覧表」の中からお選びください。

○受診回数

1年度につき1回

○実施方法

「実施歯科医療機関一覧表」の中からご希望の歯科医院に予約し、「被保険者証」「受診票」「受診券」「健康手帳」「歯ブラシ」を持って受診してください。

※「受診票」の問診項目は事前にご記入ください。

○健診内容

問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価等

※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1212

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

○請求期限 平成30年4月2日

○支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

・戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

○支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号

額 面 25万円(5年償還)

○請求窓口 本庁社会福祉課および各支所

問 本庁 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線134

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

茨城県保健福祉部長寿福祉課 ☎029-301-3337

<記号の見方>

問: 問い合わせ先 **申込**: 申し込み先 **本庁**: 常陸大宮市役所 **山支**: 山方支所 **美支**: 美和支所 **緒支**: 緒川支所

御支: 御前山支所 **教委**: 市教育委員会 **教山**: 山方分室 **教美**: 美和分室 **教緒**: 緒川分室 **教御**: 御前山分室

かがやき: 総合保健福祉センター「かがやき」 **社協**: 社会福祉協議会 G: グループ